

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和6年11月8日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 アーク不動産株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) コメリPRO盛岡津志田店 盛岡市津志田南一丁目12番50号
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数
  - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 令和7年6月26日
- (5) 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更のため

2 届出年月日 令和6年10月25日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所